

宮古市プレミアム付き商品券取扱要綱

宮古商工会議所

(目的)

第1条 この要綱は宮古市が発行し、宮古商工会議所が取り扱う「宮古市プレミアム付き商品券」(以下、「商品券」という。)の取り扱い方法等を定める。

(商品券の内容)

第2条 発行する商品券は額面を1,000円とし、有効期間別に4種類を発行する。

(券面記載事項)

第3条 商品券には次の事項を記載する。

- (1) 取り扱い団体
- (2) 額面、有効期限
- (3) 通し番号
- (4) 偽造防止のためのホログラム
- (5) 盗難、紛失、滅失等の免責
- (6) ご利用の手引きの存在

(有効期間)

第4条 商品券の有効期間は次のとおりとし、有効期間内に使用されなかった商品券は無効とする。

- (1) 第Ⅰ期 平成27年6月1日(月)～平成27年11月30日(月)
- (2) 第Ⅱ期 平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)
- (3) 第Ⅲ期 平成27年8月1日(土)～平成28年1月31日(日)
- (4) 第Ⅳ期 平成27年9月1日(火)～平成28年2月29日(月)

(換金期間)

第5条 商品券の換金期間は次のとおりとし、換金期限までに換金請求されなかった商品券の換金は行わない。

- (1) 第Ⅰ期 平成27年6月1日(月)～平成27年12月15日(火)
- (2) 第Ⅱ期 平成27年7月1日(水)～平成28年1月15日(金)
- (3) 第Ⅲ期 平成27年8月1日(土)～平成28年2月15日(月)
- (4) 第Ⅳ期 平成27年9月1日(火)～平成28年3月10日(木)

(参加店)

第6条 商品券を利用できる店舗及び事業所は、宮古市内で事業を営む者のうち「宮古市プレミアム付き商品券参加申込書」(様式1)による申し込みを行い、あらかじめ参加店として登録した店舗及び事業所(以下「参加店」という。)とする。

なお、中小企業基本法(昭和三十八年七月二十日法律第一百五十四号)第2条第1項の定めに基づき、参加店を次のとおり区分する。

- (1) 中小企業 (以下、「中小企業参加店」という。)
- (2) 中小企業以外 (以下、「大企業等参加店」という。)

(現金との引換及び釣銭)

第7条 商品券は現金との引き換えは行わない。

2 商品券の額面に満たない利用の場合は、釣銭は支払わないものとする。

(対象商品等)

第8条 商品券は、参加店が取り扱う商品及びサービス等について利用できる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 金券(お米券、ビール券、図書券、ギフト券など)、プリペイドカード、切手、収入印紙、官製葉書、宝くじ等換金性のあるもの
- (2) たばこ等、参加店が商品券の利用ができないものとして指定した商品
- (3) 買掛金等の決済
- (4) 他の補助金と重複するもの

(商品券購入者の責務)

第9条 商品券を購入した者は、商品券の盗難、紛失及び破損について、購入した商品券を参加店で使用するまでの間はその責務を負う。

(不正利用の損害)

第10条 偽造等の不正利用により本事業が損害を受けた時は、宮古商工会議所は不正利用者に対し損害金の全部を請求する。

(参加店の責務)

第11条 参加店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者が有効期間内に商品券を持参した時は、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券を利用できない商品等については利用者に明示すること。
- (3) 商品券の利用に際して、参加店が提供した商品及びサービス等について返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合は、参加店と利用者との間で解決すること。
- (4) 利用者から受け取った商品券は、裏面の所定欄に参加店名等を記載（ゴム印等の押印で可）すること。
- (5) 他店の押印のある商品券は使用できないこと。
- (6) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかにその事案を宮古商工会議所へ申し出ること。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (8) 宮古商工会議所が本事業に関する調査等を行う時は報告等の協力をすること。
- (9) 本要綱に定める事項のほか、宮古商工会議所からの指示に従うこと。

(中小企業参加店の換金請求等)

第12条 参加店のうち中小企業参加店は利用者から受け取った商品券（以下「使用済み商品券」という。）を次により換金請求を行う。

- (1) 中小企業参加店は、使用済み商品券の裏面に速やかに参加店名等を記載（ゴム印等の押印で可）する。
- (2) 中小企業参加店の換金請求は第5条に掲げる換金期間とし、商品券換金請求書（様式2-1）を用い、次の窓口で次に掲げる指定日の午前9時から午後4時に限り受け付ける。
 - ①宮古商工会議所 宮古市保久田7番25号
 - ②宮古商工会議所田老支所 宮古市田老字館が森129-2（宮古市田老総合事務所3階）
 - ③宮古商工会議所新里支所 宮古市茂市第3地割159番1
 - ④宮古商工会議所川井支所 宮古市川井2地割119番地1

| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 15日 (月) | 15日 (水) | 17日 (月) | 15日 (火) | 15日 (木) | 16日 (月) | 15日 (火) | 15日 (金) | 15日 (月) | 10日 (木) |
| 30日 (火) | 31日 (金) | 31日 (月) | 30日 (水) | 30日 (金) | 30日 (月) | 24日 (木) | 29日 (金) | 29日 (月) | |

- (3) 換金は、「宮古市プレミアム付き商品券発行事業」参加申込書（様式1）に記載された口座への振込とし、宮古商工会議所は原則として受付日の12日以内に振込むものとする。
- (4) 換金に係る振込手数料は請求者の負担とし、振込金額より差引くものとする。なお、振込手数料の領収書は発行しない。
- (5) 換金の請求期間を経過しても換金の請求がなされない商品券は無効となり、参加店は換金を請求することが出来ない。

(大企業等参加店の換金請求等)

第13条 参加店のうち大企業等参加店は利用者から受け取った商品券を次により換金請求を行う。

- (1) 大企業等参加店は、使用済み商品券の裏面に速やかに参加店名等を記載（ゴム印等の押印で可）する。
- (2) 大企業等参加店の換金請求は第5条に掲げる換金期間とし、商品券換金請求書（様式2-2）を用い、次の窓口の営業時間内に受け付ける。
 - ①東北銀行 宮古支店 宮古市新町2-25
 - ②宮古信用金庫 本店 宮古市向町2-46
 - ③宮古信用金庫 駅前支店 宮古市末広町7-26
 - ④宮古信用金庫 千徳支店 宮古市太田1-3-3
 - ⑤岩手銀行 宮古中央支店 宮古市末広町7-20
 - ⑥北日本銀行 宮古支店 宮古市和見町8-36
- (3) 換金は、商品券換金請求書（様式2）に記載された口座への振込とし、受付金融機関は、原則として受付日の10営業日以内に振込むものとする。
- (4) 換金に係る金融機関所定の振込手数料、並びに換金手数料1.0%は請求者の負担とし、振込金額より差引くものとする。なお、振込手数料、並びに換金手数料の領収書は発行しない。
- (5) 換金の請求期間を経過しても換金の請求がなされない商品券は無効となり、参加店は換金を請求することが出来ない。

(紛失等の責務)

第14条 参加店が、利用者から受け取った商品券について盗難、紛失または滅失した場合は、参加店の負担とする。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

附 則

第13条の改正は平成27年8月18日から施行し、平成27年9月1日から適用する。